

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)P/C 3SA(4B)に設置されている2個の過電流引き外し装置の内、下段側過電流引き外し装置において、当該装置の電源ランプの消灯、及び当該装置付近から異音(ピー音)が認められたため、点検・修理。	G III	
2	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)伝熱管引き抜き作業において、機器の水抜きがされていない伝熱管の切断作業を行ったため、淡水の漏えい(約450リットル)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取り付け、漏えいを停止すると共に、原因について調査・検討。	G II	
3	その他	一次水処理建屋中央付近の3箇所において、雨漏れ(1滴/秒)が認められたため、当該箇所の点検・修理。	G III	
4	その他	一次水処理設備圧縮空気系空気圧縮機(B)において、異音(カタカタ金属音)、及びVベルトより異音(キュルキュル音)が認められたため、当該圧縮機の点検・修理。	G III	